

◎公職選挙法の一部を改正する法律

(平成一九年二月二八日法律第三号) (衆)

一、提案理由 (平成一九年二月二〇日・衆議院本会議)

○今井宏君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

地方選挙においては、現行法上、選挙運動のために頒布できる文書図画は、通常はがきのみが認められております。

本案は、地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、国政選挙と同様に、選挙運動用のビラの頒布を認めようとするものであります。

本案の主な内容は、

第一に、地方公共団体の長の選挙において、選挙運動のために使用するビラを頒布することができることとし、その枚数について定めるものとしております。

第二に、ビラの作成費用については、任意的選挙公営制度として、都道府県知事及び市長の選挙においては、それぞれ条例で定めるところにより、無料とすることができることといたしております。

なお、本案は平成十九年三月二十二日から施行するものとし、施行日以後告示される地方公共団体の長の選挙について適用することといたしております。

以上が、本案の趣旨及び内容であります。

本案は、本日政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

何とぞ速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

二、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告 (平成一九年二月二一日)

○谷川秀善君 ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方公共団体の長の選挙において、候補者の政策等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布できるようにするものであります。

委員会におきましては、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長今井宏君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。